

令和4年(ネ)第1893号 各損害賠償等、同反訴請求控訴事件

控訴人兼被控訴人(一審原告) 部落解放同盟外 234名

控訴人兼被控訴人(一審原告) 示現舎合同会社外 2名

控訴審準備書面 6

(一審原告第5準備書面に対する反論)

令和5年1月20日

東京高等裁判所第16民事部二係御中

控訴人兼被控訴人(一審被告)	示現舎合同会社
上記代表者代表社員	宮部 龍彦
控訴人兼被控訴人(一審被告)	宮部 龍彦
控訴人兼被控訴人(一審被告)	三品 純

本書面では、一審原告第5準備書面に反論する。括弧書きした頁と行の表記について、特にことわりがないものは、一審原告第5準備書面のものである。

第1 「1 Google社による動画削除」について

1から2段落目については認める。ただし、「Google社」による「ヘイトスピーチなどから利用者を守るガイドラインに違反する」という説明については同社による誤認ないし虚偽のものである。

その余は否認。

「部落探訪」はYouTubeの動画にしても、示現舎ウェブサイト上の記事にしても、探訪先が部落というだけであって、例えばNHKの番組である「ブラタモリ」や、風土記の類と変わらない。

地域の風景や歴史はその住民の所有物ではなく、住民の意思を確認しなければならないという法はなく、そもそも不特定多数の住民の意思を確認することは現実的に不可能である。一審原告らは、法律上の根拠がなく、現実的に不可能なことを要求している。

第2 「2 一審被告が同様の投稿を継続することを明言し実際に継続していること」について
認める。

第3 「3 結語」について

否認する。

いわゆる「部落探訪」は本件訴訟の請求とは無関係である。

また、部落探訪の対象地域は「被差別」ではない。

その他、一審原告らは損害額を高額化させなければならないというが、一審原告らは部落探訪の対象地域に何らかの権利を有しているわけではないし、何らかの損害賠償を受け取る法律上の根拠もない。

部落の公開の是非という、特定の誰かに権利が属するわけでもない抽象的な事柄をめぐって、自身らが損害賠償を受け取る権利があるというのは、エセ同和や総会屋と同等の発想である。

一審原告らの主張自体が、「地名がプライバシー」であるという趣旨の原判決が本件に留まらず地誌・地理・歴史研究全般への不当な干渉に悪用され、学問の自由を侵害するものであることを証明している。

以上

